# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	令和六年度山口県山口市物価高騰対応重点支援給付金 関係事務基礎項目評価書【令和7年7月18日終了】

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、令和六年度山口県山口市物価高騰対応重点支援給付金関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

山口市長

### 公表日

令和7年9月22日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	令和六年度山口県山口市物価高騰対応重点支援給付金関係事務				
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和六年度山口県山口市物価高騰対応重点支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務。 支給要件の該当性を判断するに当たり特定個人情報を取り扱う。				
③システムの名称	総合行政システム(臨時給付金)、統合宛名システム、中間サーバー				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

令和六年度山口県山口市物価高騰対応重点支援給付金情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項及び別表第一の135の項 法令上の根拠 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実	32条の表160の項 施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山口市健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| 山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 | 〒753-8650 | 山口県山口市亀山町2番1号 | 電話 083-934-2886

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

山口市健康福祉部地域福祉課 〒753-0079 山口県亀山町2番1号 電話 083-934-2790

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ O ]適用した

適用した理由

当該事務に係る給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされているため。

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	年2月28日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7	年2月28日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 までは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネットワークシスティ	ムを通じた入	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを通り	じた提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	τ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	[ ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 課題が除されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<sup>7</sup> [ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠			で十分に共有し、取扱いに注意している。 ないよう、複数回のチェックを行っている。			

9. 監査							
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt; <ul><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul></li></ul>						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 また、USBを使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明